

商工神奈川 №.727

TOP NEWS ▶ 本会専門委員会を開催

Contents

〈巻頭〉本会専門委員会を開催	2
本会ビジネスブログのご案内	6
組合Q&A ·······	7
組合あんてな	8
中央会トピックス	9
情報連絡員の声	10
PRひろば、専務理事のちょっと	:役に立つ話12
今月の逸品・編集後記	13



本会専門委員会 開催

第70回中小企業団体全国大会《の提出意見案》協議

本会の各専門委員会が、平成30年6月19日(火) ~7月4日(水)までに開催された。専門委員会は会長の諮問機関として課題ごとに6つの委員会が設置されており、行政などへの意見要望等について審議している。

今回の各専門委員会では、来たる9月12日(水)、京都府「上七軒歌舞練場・西陣織会館」にて開催される第70回中小企業団体全国大会の決議案等への本会提出意見について協議した。この提出意見は、関東甲信越静中央会のブロック会議及び全国中央会での調整を経て、全国大会での決議に反映される。以下に、要望項目を掲載する。



各委員会個別要望項目

[総 合]

1. 社会保険料の負担減と中小企業の利益確保について

社会保険料の負担増は、厳しい環境の中で経営を行っている中小企業にとっては死活問題であり、企業活力や雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

例えば、建設業では、国土交通省が下請け作業員の社会保険加入を徹底させており、未加入事業者は同省発注の工事から排除され、建設業の許可も出されない方針となっている。一方で、同省の作成した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では「元請けが下請けに工事を発注するときに工事費とは別に法定福利費を明示した見積書をつくる」という枠組みが示されているが、こちらは浸透が遅れている。

このように、事業者にとって負担となる「社会保険加入の徹底」のみが先行し、社会保険加入に不可欠な「必要利益の確保」が後追いとなっている状況では、中小企業の経営は改善しない。そこで、以下のとおり要望するものである。

- (1) 中小企業が負担する社会保険料の事業主負担分を引下げること。
- (2) 官公需だけでなく民間発注においても、社会保険料などの法定福利費が発注価格へ適正に転嫁されるよう指導を徹底すること。
- (3) 官公需・民需を問わず、人件費や原材料費の上昇などに対応できないような、低価格な発注が行われないよう対策を行うこと。

2. 中小企業者及び官公需適格組合の受注機会の増大について

中小企業にとって官公需の受注は、その経営基盤の安定に極めて有効な手段である。ところが、一般競争入札等の価格競争により適正な利益が確保できない状況では、品質・安全対策の低下や従業員の労働環境の悪化など、様々な問題が生じかねない。

また、地方自治体における随意契約は、地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、地域経済の活性化にも効果的である。地域で発生した官公需は、その地域の中小企業が受注することが地域経済の健全な発展につながり、適正な利益確保とともに日本経済の好循環を促進するものである。これらを踏まえ、以下のとおり要望するものである。

- (1) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の趣旨を踏まえ、中小企業者及び官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注増大のため、官公需施策の普及・拡大を図ること。
- (2) 地方における地元中小企業の活用を促進するため、分離・分割発注の推進に努めること。また工事の発注に当たっては、分離・分割発注等により地元中小企業を優先すること。
- (3) 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会を増大するために、組合に対する随意契約を積極的に推進するとともに、地方自治法令を見直し、随意契約の限度額の引き上げを図ること。
- (4) 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等に対し積

極的に発注を行うこと。また、国は地方公共団体に対し、国と同様に積極的な発注を行うよう強く求めること。

3. 組合等中小企業連携組織による事業活動への支援拡充について

平成22年に閣議決定された中小企業憲章によれば「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」とされている。また、その基本原則において「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す」ために「中小企業組合」等の取り組みを支援する旨が明言されている。この趣旨を踏まえ、中小企業の連携組織が行う事業活動に対しては特段の支援が必要である。そこで、中小企業等協同組合法における規制緩和や中小企業組合制度の強化に向けた見直しを行い、組合等中小企業連携組織による事業活動への支援拡充を図るべく、以下のとおり要望するものである。

- (1) 員外利用制限の本則(組合員以外の利用を100分の20までとする)を見直し、組合が既存施設を有効活用するために制限を緩和すること。
- (2) 員外利用制限の特例(組合員以外の利用を100分の200 までとする)を見直し、組合が既存事業・施設を活用して財政健全化の方策に容易に取り組めるよう、特例の要件(将来的な新規事業の創設や組合員増加の見通しの計画)を緩和すること。
- (3) 組合の所管行政庁を都道府県に一元化し、複数の行政庁 による共同所管を廃止することで、設立や定款変更な どの認可申請に係る中小事業者・組合の事務負担を軽 減すること。

4. 外国人技能実習生共同受入事業を目的とした組合の売買 防止について

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度である。技能実習生の受入形態のうち、団体監理型と呼ばれる方式においては、非営利の監理団体として事業協同組合等が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施することができるようになっている。

技能実習生の共同受入を目的の一つとする協同組合の設立や定款変更に際しては、共同受入事業において実費負担以上の収益を計上することができないため、他の経済事業を併用して行うなど綿密な事業計画・収支予算の作成が必要である。ところがこうした作業に係る手間や認可までに時間を要すること等を嫌い、安易に休眠組合の買い取りを行おうとする動きがある。こうした動きは中小企業等協同組合法、技能実習法それぞれの趣旨を逸脱したものであり、組合制度、技能実習制度の適切な運用のためにも何らかの対策が必要である。そこで次のとおり要望するものである。

(1) 休眠組合の一括整理を実施するなどして活動実態のない

組合を解散させ、外国人技能実習生共同受入事業の実施を目的とした売買等の対象となる組合を減少させること。

(2) 組合事業、組合員資格、組合の地区など、組合の基本的

概要が一括して変更されるような定款変更を認可しな いよう一定の基準を設けること。

〔 労 働 〕

1. 地域格差を是正した最低賃金の決定及び適正な施行時期 について

最低賃金制度は労働者の生活を維持し、雇用を確保していくための必要な制度ではあるが、最低賃金は全国的に上昇傾向にあり、特に神奈川県は東京都に次ぐ水準となっている。このため近隣他県との賃金格差も大きく、特に県西地域等の隣接地域では、人件費の安い他県への仕事流出が起こるなど、競争力に大きな影響を与えている。このような状況を改善するため、以下のとおり要望するものである。

- (1) 最低賃金の設定については、決定基準となる「労働者の 生計費」「類似の労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払 能力」の3原則に則した決定をするとともに、近隣県と の格差を是正すること。
- (2) 同一県内の大都市地域とその他地域との格差を加味し、 県内格差の大きい都道府県については県内の実態に即 した最低賃金の導入を検討すること。
- (3) 最低賃金の決定の公示から効力発生の準備期間を十分確保 し、年度の途中で発効されることのないよう配慮すること。
- 2. 労働力不足解消のための各種施策の利便性向上及び外国 人人材の活用についての検討並びに働き方改革による中 小企業者への負担軽減について

高齢者、障害者の就労促進や若者サポートステーションなどの各種雇用対策制度は、ハローワークあるいは指定の事業

者を通じた雇用が条件となっていることや、インターネット による申請がなされていないこと、申請期間が短期間である ことなどの理由から、申請の機会を喪失している事業者も存 在している。

また、外国人人材の活用については、在留資格の関係から、 一部を除き、日本の検定資格を有する熟練技能労働者であっ ても日本に定住できず、企業の長期的な人材確保に結びつい ていない。

さらに、働き方改革については、大企業を中心に労働時間の削減、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方の導入が検討・推進されており、中小企業も同様の取り組みを行う必要があるが、元請である大企業から短期間での発注や納期の短縮要請があるなど下請中小企業に対し、しわよせ負担が発生し、長時間労働等が発生している。このような状況を改善するため、以下のとおり要望する。

- (1) 各種雇用対策、就業環境整備に係る助成金等の申請時に おいて、インターネットによる申請や提出書類の簡素 化を図り、各種施策の利便性向上を図ること。
- (2) 日本国内で技能や技術を習得した外国人の熟練技能労働 者等が将来的に定住できるよう、現在の在留資格につ いて緩和を図ること。
- (3) 大企業の働き方改革の推進により、下請中小企業者の働き方改革推進が阻害され、過度な負担が発生しないよう適正な指導や周知の徹底を図ること。

〔金融

1. 成長分野における企業への融資の円滑化について

中小企業における成長分野への進出は、企業の大きな発展の可能性を秘めている。その一方、新たな研究開発や販路開拓のために多大な資金が必要となり、これらの資金調達が、新事業の成功のカギを握っていると言っても過言ではない。しかしながら、融資にあたって、実績を重視される傾向にあるため、大半の企業において資金調達することはハードルが高い。そこで、以下のとおり要望するものである。

- (1) 中小企業融資において、金融機関に対し、財務諸表だけで なく経営革新計画や経営力向上計画等、今後の成長性や
- 将来性を示す計画も重視するよう指導を継続すること。 (2) 中小企業融資において、金融機関に対し、実績だけでは なく新分野に進出しようとする企業の成長性や将来性 を判断する目利き力を備えるよう指導を継続すること。

2. 商工中金の政府系金融機関としての機能について

商工中金は、昨年の不祥事の発覚により、今後のあり方が 議論されている。その中で、コンプライアンスを遵守するよ う監視の強化が必要である一方、商工中金は、国内の産業の 礎となっている中小企業の持続的かつ健全な発展のために欠 かせない存在であり、政府系金融機関としての役割は大きい。 そこで、以下のとおり要望する。

- (1) 危機対応業務の抜本的な見直しを図りつつも、中小企業等への資金需要に応え、迅速な融資対応が可能となるよう体制を整えること。
- (2) 商工中金の民営化の判断に当たっては、これまでと同様に中小企業に対する資金の安定供給機能を十分に発揮できるよう配慮すること。

〔税制〕

1. 法人税率の引き下げについて

現在、日本における法人税率は、先進国と比較し高い水準となっている。一方、アジア、さらにはアメリカ等の主要国でも法人税率の引き下げが相次いでおり、このままでは国際競争で日本が不利になることが必至である。中小企業者のさらなる投資の促進、雇用の創出により、競争力及び財政基盤の強化を図るべく、軽減税率の拡充が必要である。

そこで、以下のとおり要望するものである。

- (1) 平成31年3月31日までの適用期限となっている中小法人の軽減税率を恒久化し、法人税率を引き下げること。
- (2) 現行年間800万円以下となっている中小法人の軽減税率の適用所得金額を引き上げること。

2. 中小法人等における欠損金の繰越控除の現行制度の維持・強化について

繰越控除による税負担の軽減措置は、不測の事態や企業が 安定して存続するために必要な制度である。日本経済は円安 による輸出産業に対するプラス効果もあり、大企業を中心に 収益拡大や雇用・所得環境の改善が図られるなど、景気は緩や かな回復基調にあると言えるが、その一方で多くの中小企業 では長年続いたデフレ不況の影響から未だ脱却できず苦しん でいる状況にある。そこで、収益力改善に向けた中小企業の取 り組みを後押しするため、以下のとおり要望するものである。

- (1) 中小法人の支援・育成の観点から欠損金の繰越控除の制度を維持すること。
- (2) 現行10年となっている欠損金の繰越期間を延長すること。

3. 軽油引取税の廃止について

軽油引取税は、運送事業者等、ディーゼル車を運行する事業者にとって、大きなコスト負担となっており、運賃競争が激しくなる中、企業の収益を圧迫している一因となっている。一方、本税は、道路目的税から一般財源化され、その本来趣旨を喪失していることから、以下のとおり要望するものである。

(1) 軽油引取税は、企業収益を圧迫するとともに、その本来 趣旨を喪失していることから廃止すること。

〔 商業サービス業 〕

1. 中小商業・サービス業の新商品・サービス開発及び販路 拡大に資する支援の拡充について

消費者ニーズの多様化が進む昨今、企業や地域の特色を活 かした新商品の開発が進んでいる。また、従来の「モノ」の所 有・消費ではなく、「コト」の消費へと注目が集まっている現 在においては、新たなサービスの開発が大きなビジネスチャ ンスとなる。さらに、開発した商品・サービスの販路拡大に ついても、計画的に取り組むことが重要である。このような 商業・サービス業事業者の取り組みを支援するため、次の事 項を要望するものである。

- (1) 地域資源や農商工連携等による新商品開発を支援する 「ふるさと名物応援事業補助金」を継続、拡充すること。
- (2) 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みを支 援する「小規模事業者持続化補助金」を継続・拡充するこ
- 2. 街づくりに不可欠なインフラ整備と維持に関する補助施 策について

安心・安全な街づくりを実現するために、多くの商店街が

防犯カメラの設置や街路灯の LED 化に取り組んでいる。ま た、2020年の東京オリンピック開催を控え、近年は地域商 店街へも外国人観光客が訪れるようになっており、その対応 として無料 Wi-Fi の整備に乗り出した商店街もあるが、無料 Wi-Fi は設置場所の地域性や使用者のニーズに合わせてシス テム設計が異なるため、投資額が大規模になることもある。 また、これらのインフラは老朽化や故障による修理や定期的 なメンテナンスを必要とする。中でも、無料 Wi-Fi はセキュ リティ面への対策が不可欠であり、日々変容する脅威に対応 するためのバージョンアップを行うことが重要となる。この ような取り組みについてはコスト面が大きな課題となってお り、それらを支援するため、次の事項を要望する。

- (1) 防犯カメラや街路灯、Wi-Fi 設備等インフラ設備の新設 を支援する補助金を新設すること。
- (2) 無料 Wi-Fi、防犯カメラ等の商店街のインフラのメンテ ナンス及びセキュリティのバージョンアップについて 支援する補助金を新設すること。
- (3) 地域商店街が設置する防犯カメラについては、行政が費 用を負担することを検討すること。

〔 エ 業

1. 中小製造業者の生産性向上に資する支援の拡充について 中小企業にとって喫緊の課題である生産性向上には「もの づくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」(以下「もの づくり補助金」という。)が非常に有効な事業である。しかし ながら、毎年度補正予算で実施されるため事業実施がタイト となること、経営資源が少ない零細事業者では事務の煩雑さ の負担感を強く感じていること、機械更新等の投資額が大き く、補助率が低いとその効果が享受しにくいといった理由か ら活用をためらう中小企業も少なくない。そこで、こうした 状況を改善するため、次のことを要望するものである。

- (1)ものづくり補助金を継続し、補助率をアップすること。
- (2) 1年間を超えて実施できるように、基金化等、補助事業 の仕組みを改善すること。
- (3) 中小企業者が利用しやすいように、申請書類の平易化を 図ること。

2. 若年技能者の確保について

労働力不足が深刻化する中で、中小企業のさらなる発展に は、若年層・女性を中心とした技能人材の確保が重要である。 これまで若者に対しては、中学・高校段階でのキャリア教育 やインターンシップ等により、技能の重要性や魅力を訴えて

いるが、十分に普及しているとは言い難い。

若者の技能への関心を高めるためには、教育面の充実強化 とともに、女性を含め多くの若者が中小企業の技能を体験で きるイベントの開催が効率的かつ有効である。

また、建設業等を対象に技能の現場における若年・女性の 活用、定着を図るため、職場環境整備や相談体制構築等の取 り組みに対して「人材確保等支援助成事業」等が創設された が、その効果は限定的になっている。そこで、若年・女性労 働者の確保に関して次のことを要望するものである。

- (1) 中小企業の有する技能に女性を含めた多くの生徒の関心 が集まるようキャリア教育やインターンシップの実施 方法を工夫し充実を図ること。
- (2) 協同組合等が行う若者を対象とした技能関連職種の PR 展示・体験イベントの実施について支援措置を講じる
- (3) イベントに中学生や高校生が多数参加できるよう、教育 委員会等に対して支援すること。
- (4) 若年・女性の技能職の活用、定着を図るため、女性専用 トイレ・更衣室、空調設備等の労働環境整備に対する 支援施策等の充実を図ること。

エネルギー環境)

1. 産業廃棄物処理に対する支援強化について

耐震性の問題や2020年の東京オリンピック・パラリン ピックの開催を控え、老朽化した民間施設の改修が進みつつ ある。これらの建物の改修・解体工事に伴い、有害物質であ るアスベスト廃棄物が大量に発生することが予想される。

しかしながら、中小企業に対する助成制度は一部の融資や 補助にとどまっており、処理に伴う費用も高額であるため、 事業者によっては大きな負担となっている。

そこで、以下のとおり要望するものである。

(1) 中小企業におけるアスベストの処理にかかる費用の全額 補助などの支援強化を図ること。

2. 資源物持ち去り行為防止のための実効性ある対策について

資源回収・資源リサイクル組合等を通じた集団回収システ ムは、行政や市民との連携のもと、日本における循環型社会 の形成に大いに貢献している。

しかしながら、近年、一部の不適格事業者による集積所か らの資源物の持ち去り行為が発生している。こうした行為 は、資源物売却益により維持されている集団回収システムを 毀損するものである。

そこで、以下のとおり要望するものである。

(1) 持ち去りを行う事業者及びそれらの事業者から故意に買

い取りを行う事業者への罰則を強化すること。

3. 「エコアクション21」制度への支援の拡充について

「エコアクション21」は中小企業が取り組みやすい環境マ ネジメントシステムとして環境省が創設し、平成28年5月に 閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては環境配慮の 促進を図る重要なツールの一つとして位置付けられるなど、 同制度のさらなる普及促進が期待されるところである。

しかしながら、本制度の創設から14年が経過しているも のの、制度に対する社会的な認知度は未だ低いままである。

また、新規認証を目指す事業者を対象に専門家派遣を補助 する「CO2削減プログラム補助事業(Eco-CRIP事業)」は「エ コアクション21」の取得にかかる企業の負担が軽減でき、中 小企業にとって、より取り組みやすい支援策となっている。

しかしながら、2年毎の更新時に活用可能な助成制度がな く、中小零細事業者にとって認証維持の負担となっている。 そこで以下のとおり要望する。

- (1) エコアクション21の国等による本制度の周知活動を一 層強化すること。
- (2) エコアクション21の更新登録事業者に対する支援措置 を創設すること。

						平成30年度專門	変 貝	云	娈.	員名	5溥		
				乡市	総合	委員会				I	ネル	ギー	-環境委員会
委員	長	坂	倉		徹	神奈川県塗装工業協同組合	委員	長	大ク	、保	慶	—	神奈川県建設資材協同組合
副委	員長	金	子	修	司	横浜市建築設計協同組合	副委員	員長	田野	引井	英	雄	協同組合ギルダ横浜
副委	員長	金	指	清	隆	県央ガス協同組合	副委員	員長	大	谷	新一	-郎	相模原市 LPG 協同組合
委	員	髙	橋	秀	美	神奈川県住宅保全協同組合	委	員	竹	中	伸	幸	川崎市ビルメンテナンス業協同組合
委	員	Щ	田		隆	横浜港運事業協同組合	委	員	青		博	孝	神奈川県電気工事工業組合
委	員	柴	﨑	安	弘	神奈川県内陸工業団地協同組合	委	員	豊	田		猛	神奈川県自動車整備商工組合
委	員	吉	水	啓	子	海老名第一商業協同組合	委	員	宗	村	隆	寛	横浜市資源リサイクル事業協同組合
委	員	西	村	明	夫	神奈川県中小企業団体中央会	委	員	西	村	明	夫	神奈川県中小企業団体中央会
委	員	鈴	木	格	次	横浜中央市場青果卸協同組合	委	員	中	辻	和	夫	神奈川県金属プレス工業協同組合
委	員	土	地	竜	太	協同組合すばる	委	員	坂	本	-	幸	神奈川県小型生コンクリート協同組合
委	員	渡	邉	多喜	喜男	神奈川県不動産賃貸業協同組合	委	員	吉	野	賢	治	相模原事務用品協同組合
委	員	柳	Ш	幸	司	神奈川県牛乳事業協同組合	委	員	田	中	紘	昭	テクノ相模協同組合
委	員	澤	飯	廣	英	神奈川県美容業生活衛生同業組合	委	員	金	田	勝	俊	藤沢市資源循環協同組合
委	員	七	尾	弥三	E郎	横浜駅西口五番街商店会協同組合	委	員	髙	橋	更	_	横浜市グリーン事業協同組合
委	員	石	Ш	泰	成	神奈川県中小企業青年中央会							
				È	労働	委員会				商	業サ	<u>-</u> Ł	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
委員	長	栗	原	敏	郎	神奈川県メッキ工業組合	委員	長	飯	島	文	男	横浜市下水道管理協同組合
副委	員長	佐	マ木	靖	太	神奈川県管工事協同組合連合会	副委員	員長	永	井	良	和	神奈川県水産物商業協同組合連合会
副委	員長	渡	邉	弘	_	神奈川県室内装飾事業協同組合	副委員	員長	山	本	知	宏	横須賀食肉事業協同組合
委	員	伊	藤		宏	神奈川県タクシー厚生共済協同組合	委	員	鈴	木	信	晴	は同組合横浜マーチャンダイジングセンター
委	員	堀	切	義	昭	神奈川県工業塗装協同組合	委	員	鈴	木	茂	男	箱根温泉旅館ホテル協同組合
委	員	飯	沼	健	史	神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会	委	員	伊	藤		博	神奈川県商店街振興組合連合会
委	員	古	澤	共	_	横浜化学工業団地協同組合	委	員	森		勇	人	神奈川県パン協同組合連合会
委	員	西	村	明	夫	神奈川県中小企業団体中央会	委	員	西	村	明	夫	神奈川県中小企業団体中央会
委	員	Щ	下		晃	横浜港運関連事業協同組合	委	員	西	潟	幸	雄	神奈川県タイヤ商工協同組合
委	員	土	田	康	夫	神奈川県歯科技工業協同組合	委	員	矢	島	定	昭	神奈川県自転車商協同組合
委	員	宇田	日川	-	彦	神奈川県福祉共済協同組合	委	員	當	間	嗣	芳	神奈川県自動車部品商協同組合
委	員	栗	原		良	協同組合川崎中小企業労務協会	委	員	坂	入		満	神奈川県旅行業協同組合
委	員	杉	崎	正	章	西湘ビルメンテナンス協同組合	委	員	斎	藤	久美	子	県央警備業協同組合
34			d and			楼汽车内准重举协同组合	委	昌	Ξ	橋	文	男	神静明治牛乳販売事業協同組合
委	員	Щ	﨑	昭	雄	横浜市内装事業協同組合		۶.	_	110	^	75	1年时时/01年纪9000世末 1810111110
	員	Щ	뻐					Α;		110)			
			野		融税	制委員会 ワイ・アール・ピー情報産業協同組合	委員					匚業	委員会 関東地区機械産業協同組合

				金融	独税	制委員会						C業	委員会
委員	長	水	野	堅	市	ワイ・アール・ピー情報産業協同組合	委員	長	内	田		了	関東地区機械産業協同組合
副委員	長	加	藤	和	之	神奈川県建設防水事業協同組合	副委員	長	岸	部	直	喜	神奈川県鉄構業協同組合
副委員	長	髙	木		宏	警備業横浜協同組合	副委員	長	丸	山	裕	司	神奈川県綾瀬工業団地協同組合
委	員	石	田		正	神奈川県防災消防協同組合	委	員	黄金	井	康	巳	神奈川県酒造協同組合
委	員	小	林	恒	男	東京地方税理士協同組合	委	員	山	田	勝	己	協同組合高津工友会
委	員	長	嶌	達	夫	横浜市綜合パン・米飯協同組合	委	員	市	Ш		肇	神奈川県板金工業組合
委	員	広	田		博	神奈川県火災共済協同組合	委	員	江	森	克	治	神奈川県印刷工業組合
委	員	西	村	明	夫	神奈川県中小企業団体中央会	委	員	西	村	明	夫	神奈川県中小企業団体中央会
委	員	下	村		博	協同組合コイト協力会	委	員	原		宣	幸	神奈川県管工事業協同組合
委	員	森		隆	雄	神奈川県こんにゃく協同組合	委	員	山	下	徳	法	神奈川県ダクト工事業協同組合
委	員	平	出	揚	治	野毛地区振興事業協同組合	委	員	田	村	貴	寿	伊勢原市歌川産業協同組合
委	員	小	嶋	大	介	神奈川県砕石工業組合	委	員	冏	部	政	彦	神奈川県鉄筋業協同組合
委	員	岩	橋	幸	城	横浜土地家屋コンサルタンツ協同組合	委	員	前	田	順	也	相模原機械金属工業団地協同組合
委	員	青	木	-	孝	川崎自動車整備事業協同組合	委	員	島	田	宏	明	富士川崎協同組合

ビジネスプログ@神奈川中央会を **三行机ですか??**

本会では、みなさまのお役に立てるような「ブログ」を運営しています! 今年度は7月より月に3回(各テーマ1回ずつ)配信を予定しております。 現在、「経営革新情報」、「ビジネス IT スキル情報」、「労務管理情報」の3つのテー マに沿って、情報発信を行っております。



【テーマ】

①[経営革新情報]

株式会社スプラム 代表取締役 中小企業診断士 竹内幸次 氏 中小企業向けのものを中心に、情報を発信しています。

②「ビジネス IT スキル情報」 株式会社インプルーブキャリアデザイン 代表取締役 石川紀代美 氏(本会パソコン研修講師) 誰でもすぐに実践できる、パソコンのお役立ち情報を発信しています。

③「労務管理情報」(新規実施) 社会保険労務士法人ことのは 社会保険労務士 益子英之 氏



本会 HP にリンク (URL:https://blog.goo.ne.jp/chuokai-kanagawa) がございます ので、ぜひ一度ご覧ください!





働き方改革の推進 並びに 雇用機会の確保を

■ ~ 県知事・神奈川労働局長来訪 ~ ■

平成30年6月27日(水)、黒岩祐治神奈川県知事、 三浦宏二神奈川労働局長他が本会に来訪、雇用機会の 確保等について協力要請を受けました。

県知事及び神奈川労働局長名の要請文では、若年 者、障がい者、女性及び高齢者の雇用機会の確保、職 場環境の改善について、本会の会員・組合員企業への 周知の協力要請がなされています。

1、若年者について

- ・「ユースエール認定企業」制度の活用等による正社 員としての雇用機会の確保
- ・キャリアアップ助成金の活用
- ・非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転 換・待遇改善

2、 障がい者について

- ・精神障がい者の積極的な雇用機会の確保、職場定 着への取り組み
- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」に基づく障がい 者雇用の一層の促進

3、女性について

- ・女性が働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保
- ・現在雇用している非正規労働者の正社員転換・待 遇改善

4、高齢者について

・高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大

・意欲と能力を持った高齢者の多様な働き方に対応 できる就業機会の提供

5、職場環境の改善

- ・就業規則の整備やテレワークの導入等の多様な働 き方の推進
- ・総労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスを 実現できる職場環境の改善

また、県教育委員会教育長及び県福祉子どもみらい 局長名では、平成30年3月末における県内の高等学校 卒業予定者の就職内定率は95.5%と前年より1.5ポイ ント低下しており、全国平均の98.1%を下回り、就 職を希望したにもかかわらず、就職先が決まらずに卒 業した未就職卒業者は248人となっているとの現況が 述べられています。

その上で、中学校、高等学校、特別支援学校新規卒 業者の採用枠の維持・拡大及び未就職卒業者の採用に

ついてまた、例年、 女子生徒の就職率 が男子生徒に比べ 低いことから、こ の点についても格 別の配慮をとの依 頼がなされました。



組合運営に関するよくある 質問に、本会の無料個別専 門相談を担当している、弁 護士、税理士・公認会計士 の先生方がわかりやすくお 答えします!





池田賢史 先生パートナー弁護士

・ 持分払戻しの対象となる組合財産の評価方法と、払戻額について教えてください。

A.

1 組合財産の評価方法について

持分払戻しについては、中小企業等協同組合法20条に「組合員は、第十八条又は前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退をしたときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。」と規定されています。

この「持分」を計算する基準となる組合財産の評価方法については、最高裁判所の判例が存在します(昭和44年2月11日判決「中村センター事件」)。

その判決において最高裁判所は、組合財産を「時価によって計算する」と判示し、それまで慣例とされていた「帳簿価格(原価)によって計算する」という方法を否定しました。この、組合財産を「時価によって計算して評価する」という判断は現在も変更されていません。

当時、中小企業庁の模範定款例は「全額払戻規定」 となっていたため、組合の多くは「全額払戻規定」の 持分払戻規定を置いていました。

ただし、持分払戻の際の組合財産の評価方法についての中小企業庁の公式見解が「帳簿価格」に基づけばよいという趣旨であったため、時価が帳簿価格を大きく上回っても、組合にとって大きな影響はありませんでした。

ところが、中村センター事件において最高裁判所がこれまでの慣例を真っ向から否定して、組合財産を「時価」によって計算し、組合員の持分払戻額を決定するという判断を示したため、定款に「全額払戻規定」を置いている組合は、組合財産の時価が帳簿価格を上回っていた場合には、組合財産を減少させて払戻しをしなければならなくなりました。

2 持分の払戻額について

この最高裁判所の判決を受けて、中小企業庁は昭和46年1月6日付けで「45企業庁第2084号中小企業庁指導部長通達」を出し、脱退組合員の持分払戻しについての新しい解釈を示しました。

その主旨は以下のとおりです。

- ①持分の払戻しの際の基準となる組合財産は、時価 によって計算をする
- ②この場合において、組合の実態にかんがみ、定款で持分の一部の払戻しを定めることができる。なお、払戻しの額の下限は出資額とし、定款において、それを上回る額を適宜定めることは差し支えない(なお、組合財産が出資総額より減少した場合は、払戻しの額が出資額を下回っても差し支えない)。

中村センター事件の判旨に従いながら、これまで 全部払戻規定しか想定していなかった定款記載例 に、いわゆる「簿価限度規定」や「出資額限度規定」と 言われる一部払戻規定を追加したのです。

3 「出資額限度」規定の意味

近年の組合定款において最も多いのが「出資額限度」の持分払戻規定です。

中小企業等協同組合法逐条解説では「組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする」と定款に規定されている場合が、この出資額限度の払戻し規定です。

すなわち、「持分」の計算は「時価」で行ったとして も、持分払戻額は「出資額」を限度とする(あくまでも 組合財産が出資の総額より多い場合。組合財産が出 資総額より減少したときは、払戻し額が出資額を下 回っても良い)ことを、定款で規定し、組合財産がい たずらに減少することを防止しているのです。

4 結論

このように、これまでの判例の内容の見解にかんがみても、定款に「出資限度額」の払戻規定を置いている組合においては、組合財産及び持分が「時価」でどのくらいになるかにかかわらず、実際の持分払戻金額は「出資額」で問題ないと考えられています。

(注)回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

組合個別 専門相談

通常相談は無料、秘密厳守

■ 次回日程

平成30年

◎法律、税務·経理

8月1日(水)

午後1時~4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133



組合あんてな





第20回[世界一大きい金魚すくいゲーム]のご案内

協同組合藤沢銀座土曜会

平成30年7月22日(日)、藤沢駅北口の商店街「協同組合藤沢銀座土曜会」では、藤沢市の夏の風物詩としてすっかり定着した恒例の「世界一大きい金魚すくいゲーム」を開催します。

「世界一大きい金魚すくいゲーム」は、商店街のイベントとして、平成11年に水槽の長さを50.4メートルで実施し、平成12年8月にギネス認定を受けました。さらに平成14年には水槽の長さを100.8メートルにして平成15年7月にギネス認定を受けており、今年で20回目を迎え、毎年約30,000人もの方にご来場いただいています。

当日は、その他にも金魚すくい選手権大会やミニ SL 試乗会など、楽しいイベントが盛りだくさんです ので、是非ご来場ください。 日時:平成30年 7月22日(日) 午後4時~

(金魚がなくなり次第終了)

場所:ダイエー藤沢店前





【お問合せ先】

協同組合藤沢銀座土曜会 TEL: 0466-22-6850



第9回通常総会を開催

かながわ女性経営者中央会

かながわ女性経営者中央会(Women's President Society/略称: WPS)は平成30年6月8日(金)ホテル横浜ガーデン(横浜市中区)にて第9回通常総会を開催しました。



WPS は、神奈川県中小企業団体中央会の会員組合に加入している女性経営者と弁護士、税理士等の女性専門家がタッグを組み、"女性経営者の交流と連携による経営向上を図る場"として、①経営者としての資質向上、②経営センスを磨く交流の場づくり、③相互にサポートし合う交流の場づくりを推進することを目的に平成21年3月3日に設立された団体です。設立して9年、会社訪問や会員企業訪問、外部講師招聘による経営セミナーの開催、納涼会等の事業を活発に実施してきました。

総会では、事業報告・決算関係書類承認の件や事業 計画・収支予算決定の件などの議案が原案通り異議な く可決決定しました。また、役員改選が行われ、全役 員が引き続き留任することとなりました。 総会終了後は、本会会員である株式会社ジーディーエフ 代表取締役 稲葉 みちよ氏に、「ファッションコーディネートのコツ〜ゆるくて新しい、ネオ・ミニマリスト・コーディネートのススメ〜」と題して、講演していただきました。講演では、女性経営者にとって身に着けると効果的なコーディネートを、参加者の皆様に当日持参していただいたスカーフを使って、実演していただきました。参加者にとって、今後の事業活動だけでなく、日常生活をも彩る充実した内容でした。

講演終了後、懇親会を開催し、参加者の近況報告を一人一人実施するなど、会場は大いに盛り上がりました。 現在、WPS は会員を募集しております。ご興味の



【お問合せ先】

本会 連携開発部 TEL: 045-633-5132

中央会トピックス

第6回ビジネスマッチングwithかながわ8信金を開催

平成30年6月7日(木)大さん橋ホール(横浜市中区)にて、県内の中小企業の販路開拓や技術提携に結びつけられるよう、ビジネスマッチングの場の提供として神奈川県内の8信用金庫(横浜・かながわ・湘南・川崎・平塚・さがみ・中栄・中南)が主催となり、本会も共催している「第6回ビジネスマッチング with かながわ8信金」を開催しました。

このビジネスマッチングは、地域金融機関として金融サービスの提供だけではなく、お客さまとともに発展することを期待して、神奈川県下の全8信用金庫が連携し平成25年より開催しています。

当日は、各信用金庫の取引先など、製造・食品・物 販関連を中心とした発注・バイヤー企業121社及び受



注・サプライヤー企業373社が参加し、実施された商談は1,380件で、参加した企業は新たなビジネスパートナーを見つけようと、自社の製品、商品、技術等のPRをしつつ活発に商談が行われました。





かながわ学 経済『商店街活性化策』を開催

平成30年6月28日(木)関東学院大学金沢八景キャンパスにて、同大学の学生200人を対象に湘南信用金庫浜付課長補佐と本会嶋谷指導員が講師となり、商店街の活性化事例を交えた『商店街活性化策』の講義を行いました。「かながわ学」は学内外の専門家が講義を担当し、それぞれの分野で地元・神奈川の特色ある魅力や地域課題などについて理解を深め、多様性に富んだ社会の魅力や課題を発見する学生たちの普遍的な力を育成していくことを目的に開催しています。



今回の講演では、商店街組合の支援をさせて頂いている本会の紹介と、県内商店街の現状と必要性、実際の事例について説明を行いました。講演を熱心に聞く学生たちの姿がとても印象的で、受講後に「商店街に対してのイメージが変わった」や「何か自分が商店街の活性化に貢献できることはないか」等の声が聞かれ、商店街の取り組みに興味を持った学生たちが今後、どのような活動に取り組むのかがとても楽しみです。本会としても地域の色となる商店街の魅力を発信できるよう、引き続き情報発信をしていきます。



2018 5月 業界情報 情報連絡員の声

诰

食 酒 造

平成30年3月の課税移出数量は、特定名称酒合計は前年比 102.1%と前年を上回った。特定名称酒以外の普通酒は前 年比73.5%と前年を大幅に下回ったため、合計では前年比 95.3%と前年を下回る結果となった。

料

ひもの

最近は以前に比してお土産として干物を購入するというより も、顧客自身の惣菜用として購入する方が増加している。贈 答用としても、お中元、お歳暮より、母の日や父の日への贈 答品が増加傾向にある。

品 繊

テントシート

維 前月に比べ、多少予算取りの見積り依頼が出てきたようだが、 I 連休があったため、売上は前月と変わらないようである。こ

れから梅雨、夏とテント日除け等の需要が期待される。

木木

業

製材 品

30年4月の全国住宅着工数は、10カ月ぶりに小幅な増加。 84,226戸で前年同月比0.3%増加。一方、神奈川県は6,675 戸で△8.6%と反転していない。今後の動向に注目したい。

印

当組合にて新しい役員が決まり、今までで一番若い理事長が 誕生した。これから新しい組合活動をはじめ、仲間を増やし、 印刷業を魅力ある産業にし、各支部と連携し一層の組織強化

刷 を図っていきたい。

石油製品 化

原油の高騰によるガソリン価格が上昇を続けている。5月は 学 大型連休もありガソリン出荷量は増加する月ではあるが、8

週連続で100キロリットルを大きく下回り、満タン給油が減 り、限定量給油が増えている。しかし、ここに来てガソリン 市況は下げ止まりが見えてきた感があり、今後の市況に期待

ム したい。

土窯

ゴ

生コンクリート

石 製業 ポルトランドセメントが労働者に危険もしくは健康障害が生 じる物に指定された、改正労働安全衛生法施行令・労働安全 衛生規則が、今年7月1日から施行される。生コンクリートエ 場においては利用者に安全データシート(SDS)の交付が義務 づけられる。

品・

砕 土窯 石

石 製業 品・

大型案件の動き出しや受注残の増加など、中長期需要に前進 感は出てきているが、ゴールデンウィーク後の天候不順と地 域格差などにより、単月の景況は足踏み状態。

工業塗装

4・5月は例年落ち込むが、今年度はオリンピックの影響か、 国内向けのAV・OA機器等その他好調である。また、閉鎖 される塗装会社が多く、その関係で問い合わせが増えている。 自動車関係では、各メーカー新車の投入により期待ができる が、部品切り替えの供給が追い付かない状況にある。

工業団地(相模原市)

引き続き人手不足は解消されず。外国人技能実習生の追加受入 鎦 依頼を行うものの約1年待たないと追加派遣は難しいとの回答 あり。受入者の帰国に伴う折り返し人員については、計画通り の人員が確保される見通し。

工業団地(伊勢原市)

売上、引合い、問い合わせ等、景気回復(大手企業)に伴い、 金 やや増加傾向あり。雇用関係の変化(売り手市場)・人手不足・ 材料高騰の影響もあり、受注が売上増になかなか結び付かな 610

属

金属製品

前月に続いて企業の受注増の状況であるが、人手不足は相変 わらず解消していない。生産が間に合わない部分は外注委託 としてなんとか仕事をこなしている。景気の上向きは感じて いるが、中小企業はその恩恵にない。

輸 指定業者(船舶)

送 機

4月の輸出船契約実績は、前年同月比37.1%減となり、2か 月連続の前年割れだった。国の公的支援を受けている韓国勢 の受注攻勢で船価の上昇が鈍く、『日本の造船市場の持ち直し は来年以降になる』との慎重な見方が強まっている。

器

製そ 工業中心の複合業種

の 诰 他

大きな変化は無い。受注は改善してきているが、一部企業以 外は好転の様子が見えてこない。後継者のいない高年齢の事 業主は昨年から廃業が増え、本年度も廃業予定の事業所が少

業の なくない状況である。

売上高 在庫数量 販売価格 取引条件 収益状況 資金繰り 設備操業度 雇用人員 業界の景況 京 全 況 体 0.0% -21.6% -5.4% -10.8% -24.3% -14.9% 0.0% -14.9% -25.7% 気 図 8.7% 0.0% -8.7% -13.0% -13.0% -4.3% 0.0% -8.7% -21.7% (前年 非製造 比 -35.3% 0.0% -3.9% -9.8% -19.6% -17.6% -27.5% -29.4%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(また は「悪化」)業種割合を引いた値(KJI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、 在庫数量はKJI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJIとは、 「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



30以上





~-10





10~30未満 ※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非 製 造 業

サ

菓子卸

売上について、昨年と比較すると、前半は良かったが、後半伸びず、変わらなかったようである。配送コストが上昇しており、ルートの見直しや集約化が必要になってきている。

卸団地

大企業のグループ内の再編成の動きがやや活発である。地域 毎の子会社を全国規模にまとめて経営の集約化を図ったり、 介護事業別、飲食別の経営統合、同業間M&Aなど水面下で交 渉が進み、突然経営者が変更されたりしている。人口減、市 場縮小に対応した統合、集約化の傾向が表面化している。

売

料理材料卸

やはり連休明けは消費が減退するのか、売上は良くなかったようである。毎年の事ではあるが、今年は特に悪い。外食市場はコンビニ・スーパー等の中食惣菜に数字を持って行かれているようで、これからも単価面で厳しい局面が続きそうである。

リサイクル

業 古紙市況は、輸出について、主力のダンボールを中心として 上昇ムードとなってきているが、コンテナ不足から停滞も見 られている。中国の古紙輸入枠が増加基調となってきており、 中国向けの輸出回復が期待される。

菓 子

連休までは昨年並の売上であったが、その後売上が特に減少し、ひどい状況である。横須賀・川崎エリアの状況が特に悪い。

青果 (横浜市)

5月売上高は、前年同月対比5.66%の減少。仕入れ価格は低下したが小売業が売上低迷、量販店はさほど売上低下していない。ここ数年、小売業界は低迷が続いている。消費者は量販店へと流れており、今後廃業する業者が多くなってくるものと思われる。

青果(横須賀市)

小 5月は天候に恵まれ、関東産大型野菜中心に生育順調で入荷量、相場ともに安定し、順調な展開であった。国産果実は、連休後の需要減で販売には厳しい状況であった。総体的には、野菜は例年に比べて安値であったため、販売量は前年比103%、売上高は前年比98%であった。

電化製品

天候の影響もあり、比較的エアコン等好調であった。

売

鮮魚

納入先の体制が変わり、代金の入金までの期間が延び、今まで以上に資金繰りが悪化した。民間は仕方ないとしても、公営施設は改善できないだろうか。

燃料

中東情勢の危機感、元売会社の輸入コストの増により、4月・5 月合わせて12円仕切価格が上昇しており、SS オーナーからは、 限定給油等手控える消費者が多いという話を聞いている。数量 減販による資金繰り悪化も見られ、厳しい状況は続いている。

共同店舗

全体的に不況であり、閉店する店も増加している。

オートバイ

5月だけに限らず、2018年は車両販売状況が非常に悪い。このため、団体から購入する余裕すら無くなっているが、免許制度の一部簡便化が決定したため、夏から秋に向かって少し明るい兆しも生まれてきた。

商店街(川崎市)

連休中にこどもの日のイベントとして「ブレーメン・キッズデー」を実施し、沢山の子供の参加があった。店舗の売上は、天候にも恵まれ、前年並みに推移しているようである。

商店

商店街(横須賀市)

5月期はゴールデンウィーク期間中の集客減もあり伸び悩みの商況だった。6月期は「ヨコスカ初夏のパパまつり」「街市よこすか」を同時開催する。

商店街(相模原市)店

前半は連休で、旅行や郊外への行楽や買物等で商店街は閑散 としており、売上は減少。

温泉旅館

ゴールデンウイーク明けに日帰り客も含めて出足が止まった。インバウンドの増減が売上に大きく影響している。

専門サービス(ダンス教室)

5月20日(日)、平成30年度第1回ダンス技術検定試験を開催した。当組合の共同事業である年4回検定は、健康・認知機能維持要素のある健康産業として努力し継続してゆく。

プラント設計

↓ 特段状況変化なし。人員確保は相変わらず苦戦。

建築設計

当組合は常日頃から、設計者選択は価格競争で決められるものでないと し、設計者の意図が組み込まれたプロポーザル方式の採用を市へお願い している。この方式は、評価の差を対外的に説明しにくいが、価格を評価 対象とせず、技術提案の評価が最も高い者を選定するものである。

警備業

時期的に各自治体での各種イベントが盛んになってくると思 われる。それに伴い受注額も増大して行くと考えられる。

ファイナンシャルプランナー

5月より2級 FP 技能士資格取得者を対象に、AFP 資格取得講座(通信教育)を開始した。また、当組合総会が開催され、今年度予算が承認されたが、今年度は組合員の減少にともない若干の収入減が見込まれるため、組合員の増強をはかる必要がある。

自動車整備

売上高が昨年比8%減、2年前比4%減で、思ったよりは減少していないようだが、入庫台数としては10~12%減っている。目標台数には15%も満たなかった。設備の老朽化・人材不足などが懸念される。

管工事業

管工機材の景況動向は、改善方向であるが、工事の受注状況は、横 はいである。今後、公共工事の早期発注による景気改善に期待したい。

雷気工事

撤去品の廃棄について法規制が厳しくなり、処分費用が増加しているが、価格に反映しづらい。

^設 空調設備工事

これから夏に向かい仕事量も多くなってきているが、今以上 に人手不足が大きな問題となる。4月からの資材値上げによ り、売上に対し利益率が上がらない。

≝ │畳工事

『ゆるやかに回復に向かっている』という政府の見解はまやかしのように感じられる。去年の夏ぐらいから景気は右下がりになってきているのではないだろうか。我々業界も非常に辛いところである。

運 | 道路貨物(横浜市)

業界の景況感は好転。売上も増加傾向にある。しかしながら、ドライバー不足や燃料価格上昇など、先行きの見通しは明るくない。

輸 道路貨物(横浜市)

物流業界は変わらず人手不足が深刻になっているため、売上増加に伸び悩んでいる。取引条件を良くして、人件費(一人あたりの日給単価)を上げて、人手不足を解消するしかないと考える。

歯科技工

当組合の今期決算は、赤字寸前の結果であった。経済関係以外の 事業は順調に消化されているが、事業協同組合本来の基本事業で ある組合経済事業の再構築を考える時期にきているのではないか。

■不動産

近年、組合員数の減少に歯止めがかからない状況が続き、10年間で62社が退会したが、前期は入会・退会が同数で組合員数は何とか現状を維持できた。

その他の非製造

商工神奈川 2018年7月号 11



第70回中小企業団体全国大会(京都府) 開催のご案内

平成30年度の全国大会概要が決定致しましたのでお知らせします。 是非ご予定下さい。

1. 日 時 平成30年**9月12日(水)** 14時30分~16時30分

2. 場 所 上七軒歌舞練場(来賓·中央会代表者·表彰者会場)

(京都市上京区今出川通七本松西入真盛町742)

西陣織会館(組合代表者・物産展会場)

(京都市上京区堀川通今出川南入竪門前町414)

3. 参加者約1,700名

4. 参加料 1人 6,000円

5. 主 催 京都府中小企業団体中央会、

全国中小企業団体中央会

6. そ の 他 大会会場が二か所に分かれているため、

ご注意ください。

お申込み締め切りは7月末となります。

同日開催

神奈川県中央会 京都交流会(立食パーティー)

日時:9月12日(水)

18:00~19:30

場所:京都ホテルオークラ

「翠雲」

参加費:10,000円



お問合せ:本会 業務推進部 TEL:045-633-5131

専務理事の、多かっとはこの立つ話

No.11

今回のテーマは「夏休みの自由研究」についてで す。

「自由に研究」と言われても、何を研究したらいいか、どんな方法でまとめればいいのか、悩む場合も少なくないのではないでしょうか。

そこで、最も簡単な研究の「方法」をご説明します。まずは、生活の中にある子どもの「なぜ?」「どうして?」という疑問をリストアップすることから始めます。「なぜ近くのお店で売っているのに電車に乗ってデパートに行くの?」とか、子どもの素朴な疑問は拾い出すとたくさんあるはずです。

次に、図書館やネットで調べ、すでに多くの人が 知っている事実かどうか確認します。一般的に知ら れている事実であった場合は「疑問」を「我が家」や 「地元」に引き寄せて研究すれば大丈夫です。

そして、たとえば「お母さんの買物好きのせいかも」とか答えを想像しながら調べたり観察したりし

ます。そのとき大切なのが「比較」です。家族の中で 買物好きの人とそれほどでもない人を比較すれば、 我が家の買物行動の様子が見えてくるかもしれませ んし、お隣さんの買物行動と比較すれば、さらに違 いやその背後にある「違いの理由」にたどり着けるか もしれません。

19世紀のフランスの政治思想家トックヴィルはその著『アメリカのデモクラシー』で米国とフランスの政治思想とその歴史を比較してフランスの問題点を描き出しています。社会学の名著であるデュルケムの『自殺論』は、プロテスタントとカトリックの自殺率データを比較し、信者同士のきずなの強弱が自殺に影響を与えていることを説明しています。

もしかしたら、この「比較」をきっかけに子どもが将来学者の道に進み、世界的な権威となって「子どものときの自由研究で目覚めた」と述べてくれるかもしれません。 (西村)



~『かながわの名産 100選』ょり





横浜のシュー

横浜の名物として有名。横浜中華街の中華料理店 のすべてにおいてメニューにしている。 各店独自の調理と美味を誇る中華街の味として親 しまれている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋してい

「かながわの名産100選」は県 HP (http://www.pref.kanaga wa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら 神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課 TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

夏至を過ぎてこれからが夏本番です。日増し に暑くなり、そろそろ蝉の声も聞こえてきそう ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。出勤 前、自宅の前で打ち水をしたら涼やかな気分に なりました。7月は平均より気温が高い日が多 くなるようです。熱中症対策等をしつかりと 行ってください!

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に組合の情報を掲載 しませんか?

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい

お気軽にお問合せ下さい!

組合の情報掲載に関するお問合せ先 企画情報部 TEL:045-633-5134 もしくは組合担当者まで

一种奈川県信用保証協会



メルマガ会員



もっと身近に! 70年の 感謝をこめて



メリット

- 1 資金調達が スムーズになります
- 自治体実施の 低利固定の制度が 利用できます
- 🗿 事業の成長や改善を サポートします

随時ご相談をお受けしています

営業部 045(681)7178 川崎支店 044(222)7811

小田原支店 0465(23)0138

横須賀支店 046(822)3821

藤沢支店 0466(23)0792

厚木支店 046(221)0633

相模原支店 042(752)0575

http://www.cgc-kanagawa.or.jp/

福利厚生制度の充実をお考えの経営者さまへ

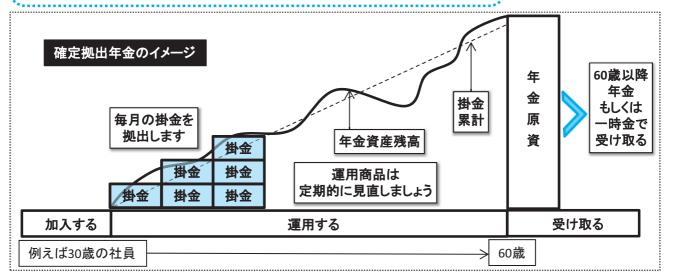
企業型確定拠出年金の導入はおすみですか?

中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです!

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。





確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】 毎月の掛金は社会保険料の 算定外となり、所得税軽減 効果の期待

Point2【運用中】 運用期間中の運用益は 非課税 Point3【受取時】 受取方法で公的年金控除・ 退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ

横浜市南区宮元町1-21-15

TEL:045-716-0002

FΔX	045-	716-	00	05
		/ T O		

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名:	役職:
お名前:	
メール:	お電話番号

お問合せ内容

□ 制度詳細について □ 加入資格について □ 社会保険料や所得税の削;	」制度評細につ	」 制	」送拝細について □ カ	人資格について	□ 社会保険料や所得税の削減効果についる	C
--------------------------------------	---------	-----	--------------	---------	----------------------	---

□ その他

神奈川県中小企業団体中央会 会員の皆さまへ耳より情報!

2018年4月始期契約 より商品改定!!



神奈川県中小企業団体中央会

ビジネスJネクスト制度のご案内



一団体業務災害補償保険制度一

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか?

社長!!

作業中に高所から落ち、従 業員が亡くなりました!!

社長!!

セクハラにより会社が訴え られています!!



社長!!

従業員が過労自殺して使用者 責任を問われてます!!

社長!!

不当解雇が原因で損害賠償 請求をされています!!

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を<u>大きく超えた判決</u>となるものがあり、<u>脳・心臓疾患と精神障害</u>によるものが 増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	<u>脳疾患</u> 後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	<u>脳疾患</u> 後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	<u>心疾患</u> 過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病)過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積込み作業中、チップ原木が落下し!級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上(045-461-0697)までFAXしてください。

貴社名	所属組合名
ご住所	
ご担当者名	
TEL	FAX
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい

<ご連絡先>【取扱代理店】

三井生命保険株式会社

横浜支社 TEL:045-345-4201 横浜北支社 TEL:045-474-4780

TEL:042-722-6368 町田支社 湘南支社 TEL:0466-23-3721

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社

住所:横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階

TEL: 045-461-8245 FAX: 045-461-0697

三井生命保険株式会社 生命保険団体扱オーナーズプランのご案内





「経営者のリスクマネジメント」を目的に 組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Plan

Wners 神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご認め者の担合の場合 振替扱月払等)よりも割安な保険料で ご契約いただけます。

- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱とし てお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取り まとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
- ※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっ ては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起 情報)」「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

そう保



無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりな保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」 「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 http://www.mitsui-seimei.co.jp/

横 浜 支 社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘 南 支 社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 三井生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 三井生命ビル4F TEL:042-722-6368

B-2018-1047 (2018.4) 使用期限 2019.3.31